**受　領　書**

保護者代表氏名　　　　　　　　　様

（児童氏名　　　　　　　　　　様）

島田市 こども未来部 保育支援課

令和７年度保育所等入園申込書類一式

上記確かに受領いたしました。

受付No.

※お問い合わせの際にはこの番号をお伝えください。

|  |
| --- |
| ※ご了承いただきたい事項・・・１．申込された方全員が入園できる訳ではありません。２．ご提出いただいた所定の書類内容から選考を実施します。　　なお、申込書類の記載内容について確認事項等がある場合は保育支援課（36-7195）よりご連絡することがあります。３．一次選考結果の通知時期について・入園希望月が４～６月の場合（10/15までの受付）⇒令和７年１月下旬頃に発送・随時申込期間または入園希望月が７月以降の場合⇒入園希望月の前々月の下旬までに発送予定（例：７月希望なら５月下旬）※入園調整の状況により多少前後することがありますのでご了承ください。※通知発送前にお問い合わせいただいても、結果については回答いたしかねます。４．入園希望月選考で保留となった後の継続選考では、入園可能となった場合のみ通知します（毎月ではありません）。５．申込後、その内容に変更が生じた場合は、裏面の記載事項を参考に速やかに保育支援課へ申し出てください。 |

【申込内容に変更が生じた場合の手続き等について】

申込後、その内容に変更が生じた場合は、速やかに保育支援課まで申し出てください。

（各種手続きの例）

■住所が変わった

・市内転居の場合

様式③児童台帳に新住所を記載いただきますので、保育支援課までお越しください。

※世帯員が変わる（祖父母と同居/別居する等）場合、同居人に関する情報も記載いただきます。

・島田市外へ転出する場合

転出先の市区町村において、再度申込手続きが必要となります。島田市への入園申込を取り下げる場合は、その旨をご連絡ください。

・島田市内へ転入した場合

市外様式で申込している場合は、再度島田市の様式での申込手続きが必要となります。

島田市に直接申込をしている場合で、各種申込書類の記載内容（住所等）に変更がある場合は保育支援課までお越しください。

■保護者が婚姻（事実婚含む）した

各種申込書類に配偶者の情報（マイナンバー含む）を記載いただきますので、保育支援課までお越しください。

■保護者が離婚した

各種申込書類を訂正する必要がありますので、保育支援課までお越しください。

※ひとり親を証明する書類（戸籍謄本の写し等）をご用意ください。

■就労状況が変わった（転職・内定・退職した等）

・転職、内定の場合

新たな就労先の就労証明書をご提出ください。就労時間の変更や転勤等の場合は、変更後の内容を記載した就労証明書をご提出ください。

個人事業主として開業する場合は、就労証明書と開業届の写しをご提出ください。

・退職の場合

求職活動をする場合は、様式⑩求職活動状況申告書をご提出ください。入園申込を取り下げる場合は、その旨をご連絡ください。

■育休の期間を変更する

変更後の内容を記載した就労証明書をご提出ください。

※入所月が変更になる場合があります。

■妊娠・出産した

妊娠により申込事由を変更する（就労→産前産後など）場合は、各種申込書類を訂正する必要がありますので、保育支援課までお越しください。

※産前産後に変更する場合、様式⑪申立書＋母子手帳の写しが必要になります。

出生前申込をした後に出産された場合、出生届提出の際に保育支援課へお寄りください。お子様の氏名・生年月日及び入所希望月等に変更がないか確認させていただきます。

■希望園を変更したい

様式⑤入園検討可能施設調書を再提出してください。

■申し込みを取り下げたい

幼稚園への通園を決定したなど、入園申込を取り下げる場合は、その旨をご連絡ください。

その他詳細については保育支援課までお問い合わせください。